

土地収用法施行令に基づく公示による通知

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第1項の規定により、次のとおり公示による通知を行います。

なお、通知すべき事項を記載した書面は、奈良県収用委員会事務局において保管しているため、通知を受けるべき者にいつでも交付します。

平成20年8月5日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

1 通知すべき書面の名称

平成20年7月29日付け奈収20（裁）第5号の4、奈収20（明）第5号の3「第1回審理の開催について（通知）」

2 通知を受けるべき者

奈良県磯城郡田原本町大字十六面字殿得366番の土地に係る登記簿表題部名義人で、次表に掲げる者

氏名	住所
土地所有者不明。ただし、 土地登記簿表題部名義人岩田忠三郎 又はその相続人	不明
土地所有者不明。ただし、 土地登記簿表題部名義人奥田磯治郎 又はその相続人	不明
土地所有者不明。ただし、 土地登記簿表題部名義人吉井弥四郎 又はその相続人	不明

3 その他

上記書面を受領しないときは、平成20年8月25日（月）をもってその通知があ

ったものとみなされます。